

健 第 5 8 号
平成30年4月16日

富山県医師会長 殿

富山県厚生部健康課長

「富山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱」の制定について

日頃から本県の難病対策の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、国の療養生活環境整備事業実施要綱に合わせ、「富山県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要領」を「富山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱」として改正いたしましたので、要綱等を別紙にてお送りいたします。

つきましては、貴会会員への周知と、適正な運用について、格別のご高配をお願いいたします。

事務担当：感染症・疾病対策班
電話番号：076-444-4513



富山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

平成 30 年 4 月 2 日

第 1 概要

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

実施主体は、富山県とする。

第 3 対象患者

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条に規定する指定難病の患者および特定疾患治療研究事業対象患者で、かつ、当該指定難病および対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

第 4 実施方法

- 1 富山県は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業を行うに適切な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）または訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。
- 2 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として 1 日につき 4 回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者 1 人当たり年間 260 回（以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む）を限度として、別添 1 により支払うものとする。

第 5 事業期間

事業期間は、同一患者につき 1 か年を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を変更できるものとする。

第 6 富山県難病対策協議会との関係

県に設置される難病対策協議会は、知事からの要請に基づき、この事業の実施に必

要な参考意見を具申するものとする。

第7 報告

知事は、本事業を委託した訪問看護ステーション等医療機関に対し、毎月、報告書の提出を求め、その写しを厚生労働省に送付するものとする。

第8 実施上の留意事項

- 1 関係行政機関、医師会等の関係団体、関係医療機関等と連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努める。
- 2 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導する。
- 3 地域住民および医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

第9 細則

この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別添1

在宅人工呼吸器使用患者支援事業 訪問看護の費用の額

1、原則

1日につき4回目以降の訪問看護の費用の額は、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、②から⑤に係る該当区分の費用を支払うものとする。

- | | |
|--|-------------------|
| ① 医師による訪問看護指示料 | 1月につき1回に限り 3,000円 |
| ② 訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき 8,450円 |
| ③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき 7,950円 |
| ④ その他の医療機関が行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士または、言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき 5,550円 |
| ⑤ その他の医療機関が行う准看護師が行う訪問看護の費用の額 | 1回につき 5,050円 |

2、特例措置

1日につき3回目以降の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

- | | |
|---|--------------|
| ① 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問看護の費用 | 1回につき 2,500円 |
| ② 准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき 2,000円 |

富山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、富山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象患者について

- 1 本事業の対象患者の決定は県が定める申請書（様式第1号）による対象患者（実施用綱第3の患者）からの申請に基づいて知事が行うものとする。
- 2 1の申請書には、訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書、訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）および特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証（写）を添付しなければならないものとする。

また、申請者が他制度による公費負担医療の給費を受けている等の理由により難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。）第7条に規定する医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）および特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、同法第5条第1項に規定する指定難病および当該疾患に係る「臨床調査個人票」および住民票と保険証の写しを添付するものとする。
- 3 前1および2の書類は、本事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関が取りまとめて提出しても差し支えないものとする。
- 4 知事は、1の申請について在宅人工呼吸器使用患者支援事業の対象患者に該当すると認めた場合は、「在宅人工呼吸器使用患者登録証（様式第2号）」を申請者に交付するとともに、事業実施訪問看護ステーション等医療機関にその旨通知するものとする。
- 5 知事は、1の申請について在宅人工呼吸器使用患者支援事業の対象患者に該当しないと決定した場合は、「不承認通知書（様式第3号）」により申請者に通知するとともに、事業実施訪問看護ステーション等医療機関にその旨通知するものとする。
- 6 本事業の対象者の決定の効力は、医療受給者証および、特定疾患医療受給者証の有効期間の取扱いに準じるものとする。
- 7 在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録証の有効期間が過ぎてなお、訪問看護使用患者支援事業の継続を必要とする者は、有効期間の1カ月前までに、登録申請書、訪問看護指示書および訪問看護計画書を添えて知事に申請するものとする。
- 8 認定された主治医および訪問看護ステーション等医療機関を変更しようとする者は、登録申請書および交付済みの登録証を添えて知事に申請するものとする。

この場合、新たな訪問看護ステーション等医療機関で訪問看護を開始してから、2週間以内に申請を行うことを原則とする。

- 9 登録者が治癒または死亡等により医療受給者証および特定疾患医療受給者証の資格がなくなったとき、または、県外へ転出したときは、申請者または保護者等は、速やかに登録証を県へ変換するものとする。

第3 実施方法について

- 1 知事は、あらかじめ所管する訪問看護ステーション等医療機関に対して本事業の実施への協力を依頼するとともに、本事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関と委託契約（様式第4号）を締結するものとする。
なお、現に締結している契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議の上、その取扱いを決定するものとする。
- 2 本事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者1人に対して1週間につき5回限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないものとする。
- 3 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書および訪問看護計画書をあらかじめ知事に提出するものとする。

第4 報告について

- 1 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前1の報告書（実施要綱第7に規定する報告書とみなす）の患者氏名および住所を削除したうえ、厚生労働省健康局難病対策課あて送付する。

第5 経費の請求について

- 1 本事業のために行った訪問看護指示料の請求は、知事に請求書（様式第6号）を翌月10日までに提出して行うものとする。
- 2 本事業のために行った訪問看護の費用の請求は、知事に請求書（様式第7号）を前条第1項の実績報告書等と併せて、翌月の10日までに提出して行うものとする。
- 3 知事は、前1、2項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、請求額に誤りがあるものについては、これを修正し、金額を決定したうえ、支払うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に富山県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要領により提出されている申請書、実績報告書および請求書は、この要領の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、富山県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要領に基づき交付された参加証で現に効力を有するものは、この要領に基づき交付された登録証とみなす。

(様式第1号)

在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書

ふりがな 氏名			性別	男 ・ 女	生年 月日	明・大 年月日	
						昭・平	
住所	〒		出生 都道 府県		発症時 の職業		
	TEL ()						
発症年月	昭和 年月	初診年月日	昭和 年月日	平成	保険 種別	政・組・共・国・ 介・他	
	平成		平成				
指定難病 または 特定疾患名			医療受給者証ま たは特定疾患医 療受給者証番号				
過去1年間の訪問看護 状況	訪問看護回数		(年 回、月平均 回)				
	訪問看護 ステーション等 医療機関	住所	〒				
		名称					
		管理者					
	主治医	医療機関名					
		住所	〒				
氏名							
申請書 記載者	氏名				受給者と の続柄		
	住所	〒					
TEL ()							
<p>私は、本事業による訪問看護の記録が厚生労働省健康局難病対策課に送付され、個人情報保護のもと研究の用に供されることに同意の上、上記のとおり、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請を行います。</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 印</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">富山県知事 殿</p>							

(様式第2号)

在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録証		
番 号		
登 録 者	居 住 地	
	氏 名	
	生年月日	
訪問看護 ステーション等医 療機関	住 所	
	名 称	
	管理者	
主治医	医療機関名	
	住 所	
	氏 名	
有 効 期 間		
都 道 府 県 知事名および印		
交 付 年 月 日		
経 由 保 健 所 名		

(様式第3号)

健 第 号
平成 年 月 日

殿

富山県知事

在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請不承認通知書

平成 年 月 日付で申請のありました件については、審査の結果、下記の理由にて承認できませんのでお知らせします。

記

理 由

(様式第4号)

契約書

在宅人工呼吸器使用患者支援事業による在宅人工呼吸器使用患者（以下「対象患者」という。）に対する訪問看護の実施について、富山県（以下「甲」という。）と（
訪問看護ステーション）（以下「乙」という。）は、次のとおり契約する。

第1条 甲は、「在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱」、「在宅人工呼吸器使用患者支援事業事務処理要領」および本契約書に定めるところにより、乙に在宅人工呼吸器使用患者支援事業の実施を委託する。

第2条 乙は、本契約の定めるところにより、診療報酬において算定できる在宅患者訪問看護・指導料または老人訪問看護療養費とは別に訪問看護を行うものとする。

第3条 本契約により乙が行う訪問看護の回数は、原則として対象患者一人につき1週間につき5回を限度とする。ただし、対象患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行って差し支えないものとする。

第4条 乙は、第1条の訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書および訪問看護計画書をあらかじめ甲に提出するものとする。

第5条 乙は、毎月、対象患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書を甲に提出するものとする。

第6条 本契約により乙が実施する訪問看護の費用の額および医師による訪問看護指示料は別表に定めるところとする。

第7条 乙は、本契約による訪問看護を行ったときは、実施月の翌々月の10日までに訪問看護に係る費用を甲に請求するものとする。

第8条 甲は、第7条に基づく請求を受けたときは、できるだけ速やかにその費用を支払うものとする。

第9条 本契約に定めのない事項および実施上の疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙の訪問看護について書類を閲覧し、説明を求め、または報告を徴することができるものとする。

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に事業を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金として、年間見込予定数量から既に履行された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（円未満の端数が生じた場合は切捨てる）の10分の10に相当する金額を徴収する。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲は、その超過額を請求することができる。

第12条 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
- 3 天災その他の不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合には、甲はこれを請求しない。
- 4 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

第13条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆一

乙

別 表

訪問看護の費用の額

- ①訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額は、1回につき8,450円
- ②訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき7,950円
- ③その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額は、1回につき5,550円
- ④その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき5,050円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

- ①保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用は、1回につき2,500円
- ②准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき2,000円

医師による訪問看護指示料

- ①1月に1回に限り3,000円

(様式第5号)

在宅人工呼吸器使用患者支援事業 実績報告書
(平成 年 月分)

ふりがな 氏名		性別	男 ・ 女	生年 月日	明・大 年 月 日 昭・平
住所	〒 TEL ()		出生 都道 府県		発症時 の職業
発症年月	昭和 年 月 平成	初診年月日	昭和 年 月 日 平成	保険 種別	政・組・共・国・ 介・他
指定難病 または 特定疾患名			医療受給者証または 特定疾患医療受給者証番号		
当該月の訪 問看護状況	診療報酬対 象訪問看護	回数	(月 回、週平均 回)		
		時間	(月間総 時間、1回平均 時間)		
		訪問看護 の内容			
	治療研究事 業対象訪問 看護	回数	(月 回、週平均 回)		
		時間	(月間総 時間、1回平均 時間)		
		訪問看護 の内容			
上記患者に対し、在宅人工呼吸器使用患者支援事業に基づく訪問看護を行ったので、 その実績を報告します。					
平成 年 月 日					
富山県知事 殿					
訪問看護ステーション等医療機関の所在地および名称：					
電話番号：					
管理者氏名：					

